

住宅用再生可能エネルギー設備導入支援補助金〈FIT可〉

舞鶴市では、自ら再生可能エネルギーで電気をつくり、溜め、賢く使う自立型エネルギーの普及を目指し、太陽光発電設備と蓄電池設備を同時に設置した市民の皆さんを対象にした補助制度を設けています。

補助対象者

舞鶴市内に住所を有し、太陽光発電設備と蓄電池設備を同時に設置又は両設備が設置された住宅を購入した個人で、市税の滞納がないこと

補助対象製品

① 住宅用太陽光発電設備

当該設備を設置する住宅のみににおいて使用される電気として供給する構造又は当該住宅において使用される電気として供給された後の残余の電気を電気事業者に供給する構造であるもので、公称最大出力値の合計が **2kw** 以上のもの

② 蓄電池設備

常時「住宅用太陽光発電設備」と接続し、JIS 規格またはその他これに準じるもの(JET、JQA 等)で、蓄電容量が **1kwh** 以上のもの

補助金額

- | | |
|--------------|--|
| ① 住宅用太陽光発電設備 | 1kw 当たり 1万円 (上限 4万円) |
| ② 蓄電池設備 | 1kwh 当たり 1万5千円 (上限 9万円) + 1万円 |

※ただし、1kw 未満及び 1kwh 未満の**端数は切り捨て**たうえで、補助金の額を算定します。

申請方法

次のとおり申請書類を市生活環境課までご提出ください。なお、記入内容に不備がある場合、再度申請書を作成いただく必要があります。書類の記入内容に誤りがないか、提出前にご確認ください。

■申請書類

- ・補助金交付申請書（様式第1号）・補助金の振込先（様式あり）
- ・住民票の写し（発行後3ヶ月以内のもの）
- ・設計図面（太陽光パネルの枚数が確認できるもの）
- ・設置状況が確認できる写真（鮮明であり、且つカラー印刷のもの）
※蓄電池については型式や規格が判別できる製品に貼付けされた製品情報シール等の写真も添付してください。
- ・設備の規格を確認できる書類（保証書の写し等）
- ・電気事業者との電灯契約、電力受給契約の締結が確認できる書類
- ・領収書等（写し） ・工事費用の明細が記載された書類（写し）
- ・借家の場合は家主の承諾書（様式任意）

■申請期限

設備を設置した日から180日以内

※設備を設置した日とは、住宅用再生可能エネルギー設備について電力会社と電灯契約、電力受給契約を締結し、住宅用再生可能エネルギー設備が発電を開始した日（メーカーの保証が開始した日付（保証日）である場合が多いですが、不明な場合は生活環境課までお尋ねください。）

※令和7年度補助金申請期間 **令和7年4月3日(木)～令和7年5月30日(金)**

※申請件数が市の受付可能件数を超えた場合は、抽選で決定します。

処分の制限

補助金を受けた太陽光発電設備や蓄電池設備を法定耐用年数の期間内に処分する場合には、事前に市へ届け出てください。なお、処分される場合は補助金を一部返還していただく場合があります。

補助金申請
お問い合わせ先

舞鶴市 市民環境部生活環境課

【TEL】0773-66-1064 【FAX】0773-62-9891

【E-mail】kankyou@city.maizuru.lg.jp



区分			補助額	主な要件
従来制度	F I T 可 最大 14 万円	太陽光発電 	上限 4 万円 ※1kW あたり 1 万円 ※設置費用の 2 分の 1 以内	・ 2kW 以上のもの
		蓄電池 	(上限 9 万円)+1 万円 ※1kWh あたり 1.5 万円 +1 万円 ※設置費用の 2 分の 1 以内	・ 1kWh 以上のもの